

「雲仙岳火山防災計画」修正調書（新旧対照表）

修正事項

ページ

現 行 計 画

修 正 計 画 (案)

第 1 章 総則

第 5 節 雲仙岳火山防災協議会構成員の役割

3表 2 雲仙岳火山防災協議会・幹事会の構成

区分	所属	協議会構成員		幹事会会員	
		該当	職名	該当	組織
市町村	島原市				(略)
	雲仙市				(略)
	南島原市	○	市長	○	総務部総務課

第 1 章 総則

第 5 節 雲仙岳火山防災協議会構成員の役割

表 2 雲仙岳火山防災協議会・幹事会の構成

区分	所属	協議会構成員		幹事会会員	
		該当	職名	該当	組織
市町村	島原市				(略)
	雲仙市				(略)
	南島原市	○	市長	○	総務部防災課

「雲仙岳火山防災計画」修正調書（新旧対照表）

ページ	現 行 計 画	修 正 計 画 (案)
	第1章 総則 第6節 情報の収集・伝達 4 図2 雲仙岳に関する噴火予報・警報の伝達系統	第1章 総則 第6節 情報の収集・伝達 図2 雲仙岳に関する噴火予報・警報の伝達系統

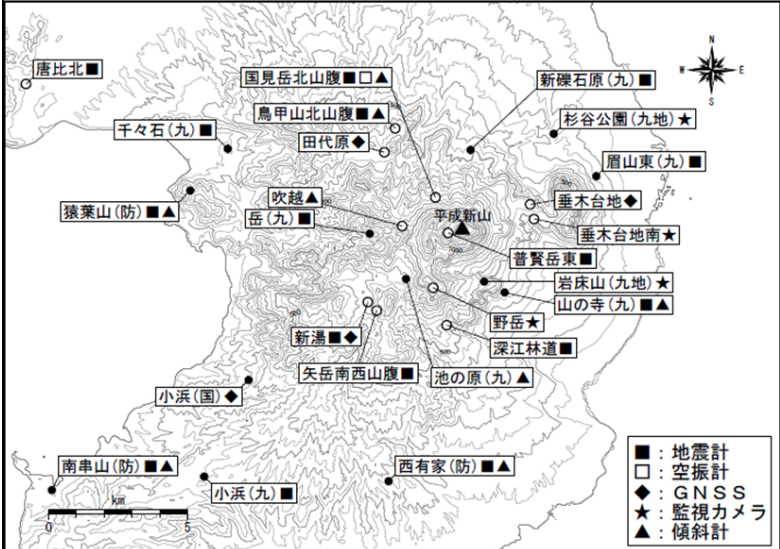
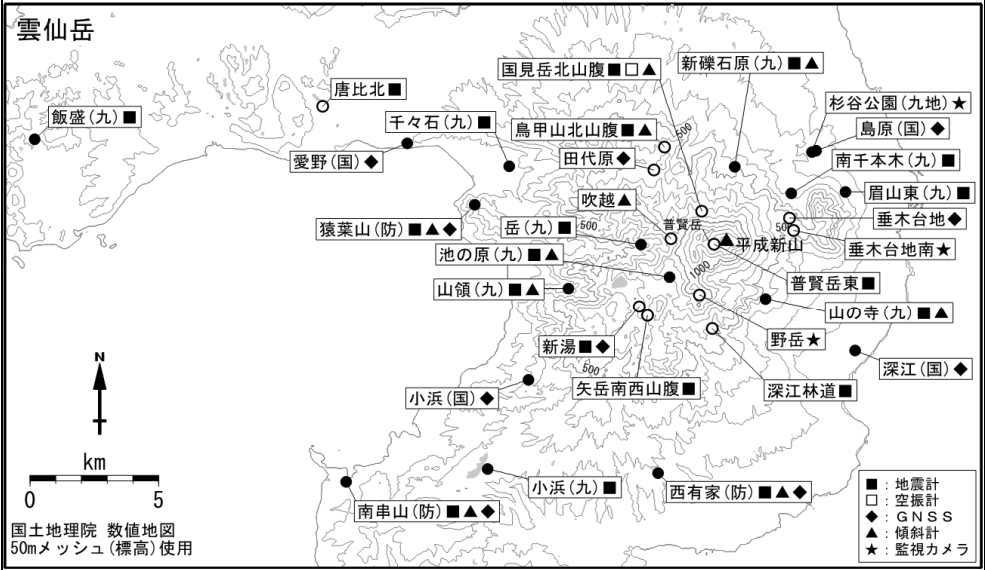
「雲仙岳火山防災計画」修正調書（新旧対照表）

ページ	現 行 計 画	修 正 計 画 (案)																																																																															
	第 2 章 火山噴火対策編 第 1 部 基本事項 第 4 節 噴火警報等及び噴火警戒レベル 1 表 4 噴火警戒レベルごとの火山活動の状況、対応、現象等	第 2 章 火山噴火対策編 第 1 部 基本事項 第 4 節 噴火警報等及び噴火警戒レベル 表 4 噴火警戒レベルごとの火山活動の状況、対応、現象等																																																																															
	<table><tr><th>予報 警報</th><th>対象 範囲</th><th>火山活動の状況</th><th>住民等の行動及び 登山者・入山者等への 対応</th><th>想定される現象等</th></tr><tr><td rowspan="2">噴火 警報</td><td rowspan="2">居住 地域及び それより 火口側</td><td>（予報） レベル 5 （避難）</td><td>居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。</td><td>（住民） 危険な居住地域からの避難等。</td><td>危険な居住地域に避難指示（緊急）等を発令。</td><td>●大きな噴石や火砕流、溶岩流が居住地域に到達するような噴火の発生が切迫している。 【1792 年噴火の事例】 溶岩流（新焼溶岩）が火口から約 2.7 km まで流下 【1990 年～1996 年噴火の事例】 1991 年 5 月 26 日：火砕流が火口から約 2.5 km まで流下 ●噴火が発生し、大きな噴石や火砕流、溶岩流が居住地域に到達。 【1990 年～1996 年噴火の事例】 1991 年 6 月 3 日：火砕流が火口から約 4.3 km まで流下 1993 年 7 月 19 日：火砕流が火口から約 5.6 km まで流下</td></tr><tr><td>（避難準備） レベル 4</td><td>居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。</td><td>警戒が必要な居住地域での避難の準備、災害時要配慮者の避難等が必要。</td><td>●火砕流が発生し、さらに溶岩ドームが成長した場合には居住地域まで到達すると予想される。 【1991 年噴火の事例】 5 月 24 日以降の多数の火砕流 ●噴火活動の高まり等により、噴石が居住地域に飛散するような噴火の発生が予想される 【1991 年噴火の事例】 6 月 11 日：爆発的噴火、山麓に噴石飛散 ●溶岩流が発生し、噴火がさらに継続すると居住地域まで到達すると予想される 【1792 年 2 月噴火の事例】 溶岩流が火口から約 3 km まで到達（新焼溶岩）</td></tr><tr><td rowspan="2">火口周辺 警報</td><td rowspan="2">火口から居住地域近くまで</td><td>（入山規制） レベル 3</td><td>居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。</td><td>住民は通常の生活、状況に応じて災害時要配慮者の避難準備等。 登山禁止や入山規制等危険な地域への立入規制等。</td><td>●火口から概ね 2～2.5 km 以内に噴石や火砕流、溶岩流が到達、あるいは予想される 【1991 年噴火の事例】 5 月 20 日以降：溶岩ドームが成長し、崩落による火砕流の可能性 2 月 12 日：マグマ水蒸気爆発の開始 【1663 年 12 月噴火の事例】 溶岩流が火口から約 1 km まで到達（古焼溶岩）</td></tr><tr><td>（火口周辺規制） レベル 2</td><td>火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。</td><td>住民は通常の生活、火口周辺への立入規制等。</td><td>●小噴火が発生し、火口から概ね 1 km 以内に噴石飛散 【1990 年噴火の事例】 11 月 17 日：最初の小噴火 ●小噴火の発生が予想される 【1990 年の事例】 8 月 30 日：火山性微動増加 7 月 11 日：火山性地震増加 7 月 4 日：火山性微動発生</td></tr><tr><td>噴火予報</td><td>火口内等</td><td>（留意） レベル 1 （火口内活動）</td><td>火山活動は静穏、火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。</td><td>状況に応じて火口内への立入規制等（現在、平成新山周辺の一部で規制中）</td><td>●火山活動は静穏</td></tr></table>	予報 警報	対象 範囲	火山活動の状況	住民等の行動及び 登山者・入山者等への 対応	想定される現象等	噴火 警報	居住 地域及び それより 火口側	（予報） レベル 5 （避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	（住民） 危険な居住地域からの避難等。	危険な居住地域に避難指示（緊急）等を発令。	●大きな噴石や火砕流、溶岩流が居住地域に到達するような噴火の発生が切迫している。 【1792 年噴火の事例】 溶岩流（新焼溶岩）が火口から約 2.7 km まで流下 【1990 年～1996 年噴火の事例】 1991 年 5 月 26 日：火砕流が火口から約 2.5 km まで流下 ●噴火が発生し、大きな噴石や火砕流、溶岩流が居住地域に到達。 【1990 年～1996 年噴火の事例】 1991 年 6 月 3 日：火砕流が火口から約 4.3 km まで流下 1993 年 7 月 19 日：火砕流が火口から約 5.6 km まで流下	（避難準備） レベル 4	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での避難の準備、災害時要配慮者の避難等が必要。	●火砕流が発生し、さらに溶岩ドームが成長した場合には居住地域まで到達すると予想される。 【1991 年噴火の事例】 5 月 24 日以降の多数の火砕流 ●噴火活動の高まり等により、噴石が居住地域に飛散するような噴火の発生が予想される 【1991 年噴火の事例】 6 月 11 日：爆発的噴火、山麓に噴石飛散 ●溶岩流が発生し、噴火がさらに継続すると居住地域まで到達すると予想される 【1792 年 2 月噴火の事例】 溶岩流が火口から約 3 km まで到達（新焼溶岩）	火口周辺 警報	火口から居住地域近くまで	（入山規制） レベル 3	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活、状況に応じて災害時要配慮者の避難準備等。 登山禁止や入山規制等危険な地域への立入規制等。	●火口から概ね 2～2.5 km 以内に噴石や火砕流、溶岩流が到達、あるいは予想される 【1991 年噴火の事例】 5 月 20 日以降：溶岩ドームが成長し、崩落による火砕流の可能性 2 月 12 日：マグマ水蒸気爆発の開始 【1663 年 12 月噴火の事例】 溶岩流が火口から約 1 km まで到達（古焼溶岩）	（火口周辺規制） レベル 2	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活、火口周辺への立入規制等。	●小噴火が発生し、火口から概ね 1 km 以内に噴石飛散 【1990 年噴火の事例】 11 月 17 日：最初の小噴火 ●小噴火の発生が予想される 【1990 年の事例】 8 月 30 日：火山性微動増加 7 月 11 日：火山性地震増加 7 月 4 日：火山性微動発生	噴火予報	火口内等	（留意） レベル 1 （火口内活動）	火山活動は静穏、火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	状況に応じて火口内への立入規制等（現在、平成新山周辺の一部で規制中）	●火山活動は静穏	<table><tr><th>種別</th><th>名称</th><th>対象範囲</th><th>レベル</th><th>火山活動の状況</th><th>住民、登山者・入山者等の行動</th><th>自治体等の対応</th><th>想定される現象等</th></tr><tr><td rowspan="3">特別 警報</td><td rowspan="3">噴火警報（居住地域又は火口側）</td><td rowspan="3">居住地域及びそれより火口側</td><td>5（避難）</td><td>居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。</td><td>（住民） 危険な居住地域からの避難等。</td><td>危険な居住地域に避難指示（緊急）等を発令。</td><td>●大きな噴石や火砕流、溶岩流が居住地域に到達するような噴火の発生が切迫している。 【1792 年噴火の事例】 溶岩流（新焼溶岩）が火口から約 2.7 km まで流下 【1990 年～1996 年噴火の事例】 1991 年 5 月 26 日：火砕流が火口から約 2.5 km まで流下 ●噴火が発生し、大きな噴石や火砕流、溶岩流が居住地域に到達。 【1990 年～1996 年噴火の事例】 1991 年 6 月 3 日：火砕流が火口から約 4.3 km まで流下 1993 年 7 月 19 日：火砕流が火口から約 5.6 km まで流下</td></tr><tr><td>4（避難準備）</td><td>居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。</td><td>（住民） 警戒が必要な居住地域での避難の準備、高齢者等要配慮者の避難等。</td><td>警戒が必要な居住地域に避難準備・高齢者等避難開始を発令。</td><td>●大きな噴石や火砕流、溶岩流が居住地域に到達するような噴火の発生が予想される。 【1990 年～1996 年噴火の事例】 1991 年 5 月 24 日：火砕流の発生</td></tr><tr><td>3（入山規制）</td><td>居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。</td><td>（登山者等） 登山しない、入山しない。 （住民） 住民は通常の生活、状況に応じて要配慮者は避難準備等。</td><td>登山禁止・入山規制等、危険な地域への立入規制等。</td><td>●想定火口縁から概ね 1 km 以内に大きな噴石の飛散や火砕流、溶岩流の流下が予想される。 【1990 年～1996 年噴火の事例】 1991 年 5 月 12 日頃：山体浅部を震源とする火山性地震の多発 1991 年 5 月 12 日：火山性微動の急増 1991 年 5 月 13 日：山体浅部の膨張を示す断層地震の急増 ●噴火が発生し、想定火口縁から概ね 1 km 以内に大きな噴石の飛散や火砕流、溶岩流の流下。 【1663 年噴火の事例】 溶岩流（古焼溶岩）が火口から約 1 km まで流下</td></tr><tr><td rowspan="2">警報</td><td rowspan="2">噴火警報（火口周辺又は火口周辺警報）</td><td rowspan="2">火口から居住地域近くまで</td><td>2（火口周辺規制）</td><td>火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。</td><td>（登山者等） 火口周辺に立ち入らない。 （住民） 住民は通常の生活。</td><td>火口周辺への立入規制等。</td><td>●想定火口縁から概ね 500m 以内に大きな噴石の飛散や火砕流、溶岩流の流下が予想される。 【1990 年～1996 年噴火の事例】 1990 年 10 月 23 日、10 月 31 日：火山性地震の増加 1990 年 10 月：火山性微動の増大 ●噴火が発生し、想定火口縁から概ね 500m 以内に大きな噴石の飛散や火砕流、溶岩流の流下。 【1990 年～1996 年噴火の事例】 1990 年 11 月 17 日：噴火の発生</td></tr><tr><td>1（火山活動は静穏）</td><td>火山活動は静穏、火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。</td><td>（登山者等） 状況に応じて火口内へ立ち入らない。 （住民） 住民は通常の生活。</td><td>状況に応じて火口内への立入規制。</td><td>●火山活動は静穏、状況により想定火口内に影響する程度の噴出の可能性あり。</td></tr><tr><td>予報</td><td>噴火予報</td><td>火口内等</td><td>（留意） レベル 1 （火口内活動）</td><td>火山活動は静穏、火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。</td><td>（住民） 住民は通常の生活。</td><td></td><td></td></tr></table>	種別	名称	対象範囲	レベル	火山活動の状況	住民、登山者・入山者等の行動	自治体等の対応	想定される現象等	特別 警報	噴火警報（居住地域又は火口側）	居住地域及びそれより火口側	5（避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	（住民） 危険な居住地域からの避難等。	危険な居住地域に避難指示（緊急）等を発令。	●大きな噴石や火砕流、溶岩流が居住地域に到達するような噴火の発生が切迫している。 【1792 年噴火の事例】 溶岩流（新焼溶岩）が火口から約 2.7 km まで流下 【1990 年～1996 年噴火の事例】 1991 年 5 月 26 日：火砕流が火口から約 2.5 km まで流下 ●噴火が発生し、大きな噴石や火砕流、溶岩流が居住地域に到達。 【1990 年～1996 年噴火の事例】 1991 年 6 月 3 日：火砕流が火口から約 4.3 km まで流下 1993 年 7 月 19 日：火砕流が火口から約 5.6 km まで流下	4（避難準備）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	（住民） 警戒が必要な居住地域での避難の準備、高齢者等要配慮者の避難等。	警戒が必要な居住地域に避難準備・高齢者等避難開始を発令。	●大きな噴石や火砕流、溶岩流が居住地域に到達するような噴火の発生が予想される。 【1990 年～1996 年噴火の事例】 1991 年 5 月 24 日：火砕流の発生	3（入山規制）	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	（登山者等） 登山しない、入山しない。 （住民） 住民は通常の生活、状況に応じて要配慮者は避難準備等。	登山禁止・入山規制等、危険な地域への立入規制等。	●想定火口縁から概ね 1 km 以内に大きな噴石の飛散や火砕流、溶岩流の流下が予想される。 【1990 年～1996 年噴火の事例】 1991 年 5 月 12 日頃：山体浅部を震源とする火山性地震の多発 1991 年 5 月 12 日：火山性微動の急増 1991 年 5 月 13 日：山体浅部の膨張を示す断層地震の急増 ●噴火が発生し、想定火口縁から概ね 1 km 以内に大きな噴石の飛散や火砕流、溶岩流の流下。 【1663 年噴火の事例】 溶岩流（古焼溶岩）が火口から約 1 km まで流下	警報	噴火警報（火口周辺又は火口周辺警報）	火口から居住地域近くまで	2（火口周辺規制）	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	（登山者等） 火口周辺に立ち入らない。 （住民） 住民は通常の生活。	火口周辺への立入規制等。	●想定火口縁から概ね 500m 以内に大きな噴石の飛散や火砕流、溶岩流の流下が予想される。 【1990 年～1996 年噴火の事例】 1990 年 10 月 23 日、10 月 31 日：火山性地震の増加 1990 年 10 月：火山性微動の増大 ●噴火が発生し、想定火口縁から概ね 500m 以内に大きな噴石の飛散や火砕流、溶岩流の流下。 【1990 年～1996 年噴火の事例】 1990 年 11 月 17 日：噴火の発生	1（火山活動は静穏）	火山活動は静穏、火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	（登山者等） 状況に応じて火口内へ立ち入らない。 （住民） 住民は通常の生活。	状況に応じて火口内への立入規制。	●火山活動は静穏、状況により想定火口内に影響する程度の噴出の可能性あり。	予報	噴火予報	火口内等	（留意） レベル 1 （火口内活動）	火山活動は静穏、火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	（住民） 住民は通常の生活。		
予報 警報	対象 範囲	火山活動の状況	住民等の行動及び 登山者・入山者等への 対応	想定される現象等																																																																													
噴火 警報	居住 地域及び それより 火口側	（予報） レベル 5 （避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	（住民） 危険な居住地域からの避難等。	危険な居住地域に避難指示（緊急）等を発令。	●大きな噴石や火砕流、溶岩流が居住地域に到達するような噴火の発生が切迫している。 【1792 年噴火の事例】 溶岩流（新焼溶岩）が火口から約 2.7 km まで流下 【1990 年～1996 年噴火の事例】 1991 年 5 月 26 日：火砕流が火口から約 2.5 km まで流下 ●噴火が発生し、大きな噴石や火砕流、溶岩流が居住地域に到達。 【1990 年～1996 年噴火の事例】 1991 年 6 月 3 日：火砕流が火口から約 4.3 km まで流下 1993 年 7 月 19 日：火砕流が火口から約 5.6 km まで流下																																																																											
		（避難準備） レベル 4	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での避難の準備、災害時要配慮者の避難等が必要。	●火砕流が発生し、さらに溶岩ドームが成長した場合には居住地域まで到達すると予想される。 【1991 年噴火の事例】 5 月 24 日以降の多数の火砕流 ●噴火活動の高まり等により、噴石が居住地域に飛散するような噴火の発生が予想される 【1991 年噴火の事例】 6 月 11 日：爆発的噴火、山麓に噴石飛散 ●溶岩流が発生し、噴火がさらに継続すると居住地域まで到達すると予想される 【1792 年 2 月噴火の事例】 溶岩流が火口から約 3 km まで到達（新焼溶岩）																																																																												
火口周辺 警報	火口から居住地域近くまで	（入山規制） レベル 3	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活、状況に応じて災害時要配慮者の避難準備等。 登山禁止や入山規制等危険な地域への立入規制等。	●火口から概ね 2～2.5 km 以内に噴石や火砕流、溶岩流が到達、あるいは予想される 【1991 年噴火の事例】 5 月 20 日以降：溶岩ドームが成長し、崩落による火砕流の可能性 2 月 12 日：マグマ水蒸気爆発の開始 【1663 年 12 月噴火の事例】 溶岩流が火口から約 1 km まで到達（古焼溶岩）																																																																												
		（火口周辺規制） レベル 2	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活、火口周辺への立入規制等。	●小噴火が発生し、火口から概ね 1 km 以内に噴石飛散 【1990 年噴火の事例】 11 月 17 日：最初の小噴火 ●小噴火の発生が予想される 【1990 年の事例】 8 月 30 日：火山性微動増加 7 月 11 日：火山性地震増加 7 月 4 日：火山性微動発生																																																																												
噴火予報	火口内等	（留意） レベル 1 （火口内活動）	火山活動は静穏、火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	状況に応じて火口内への立入規制等（現在、平成新山周辺の一部で規制中）	●火山活動は静穏																																																																												
種別	名称	対象範囲	レベル	火山活動の状況	住民、登山者・入山者等の行動	自治体等の対応	想定される現象等																																																																										
特別 警報	噴火警報（居住地域又は火口側）	居住地域及びそれより火口側	5（避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	（住民） 危険な居住地域からの避難等。	危険な居住地域に避難指示（緊急）等を発令。	●大きな噴石や火砕流、溶岩流が居住地域に到達するような噴火の発生が切迫している。 【1792 年噴火の事例】 溶岩流（新焼溶岩）が火口から約 2.7 km まで流下 【1990 年～1996 年噴火の事例】 1991 年 5 月 26 日：火砕流が火口から約 2.5 km まで流下 ●噴火が発生し、大きな噴石や火砕流、溶岩流が居住地域に到達。 【1990 年～1996 年噴火の事例】 1991 年 6 月 3 日：火砕流が火口から約 4.3 km まで流下 1993 年 7 月 19 日：火砕流が火口から約 5.6 km まで流下																																																																										
			4（避難準備）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	（住民） 警戒が必要な居住地域での避難の準備、高齢者等要配慮者の避難等。	警戒が必要な居住地域に避難準備・高齢者等避難開始を発令。	●大きな噴石や火砕流、溶岩流が居住地域に到達するような噴火の発生が予想される。 【1990 年～1996 年噴火の事例】 1991 年 5 月 24 日：火砕流の発生																																																																										
			3（入山規制）	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	（登山者等） 登山しない、入山しない。 （住民） 住民は通常の生活、状況に応じて要配慮者は避難準備等。	登山禁止・入山規制等、危険な地域への立入規制等。	●想定火口縁から概ね 1 km 以内に大きな噴石の飛散や火砕流、溶岩流の流下が予想される。 【1990 年～1996 年噴火の事例】 1991 年 5 月 12 日頃：山体浅部を震源とする火山性地震の多発 1991 年 5 月 12 日：火山性微動の急増 1991 年 5 月 13 日：山体浅部の膨張を示す断層地震の急増 ●噴火が発生し、想定火口縁から概ね 1 km 以内に大きな噴石の飛散や火砕流、溶岩流の流下。 【1663 年噴火の事例】 溶岩流（古焼溶岩）が火口から約 1 km まで流下																																																																										
警報	噴火警報（火口周辺又は火口周辺警報）	火口から居住地域近くまで	2（火口周辺規制）	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	（登山者等） 火口周辺に立ち入らない。 （住民） 住民は通常の生活。	火口周辺への立入規制等。	●想定火口縁から概ね 500m 以内に大きな噴石の飛散や火砕流、溶岩流の流下が予想される。 【1990 年～1996 年噴火の事例】 1990 年 10 月 23 日、10 月 31 日：火山性地震の増加 1990 年 10 月：火山性微動の増大 ●噴火が発生し、想定火口縁から概ね 500m 以内に大きな噴石の飛散や火砕流、溶岩流の流下。 【1990 年～1996 年噴火の事例】 1990 年 11 月 17 日：噴火の発生																																																																										
			1（火山活動は静穏）	火山活動は静穏、火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	（登山者等） 状況に応じて火口内へ立ち入らない。 （住民） 住民は通常の生活。	状況に応じて火口内への立入規制。	●火山活動は静穏、状況により想定火口内に影響する程度の噴出の可能性あり。																																																																										
予報	噴火予報	火口内等	（留意） レベル 1 （火口内活動）	火山活動は静穏、火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	（住民） 住民は通常の生活。																																																																												
	注 1）ここでのいう噴石とは、主として風の影響を受けずに飛散する大きさのものとする。 注 2）ここでのいう火砕流は、溶岩ドームの崩落に伴って発生する様式を想定している。 ※各レベルにおける具体的な規制範囲等については地域防災計画等で定められています。各市 にお問い合わせください。	注 1）ここでのいう「大きな噴石」とは、主として風の影響を受けずに弾道を揃って飛散する大きさのものとする。 注 2）各レベルにおける警報が必要な範囲は、想定火口縁からの距離としている。火口の位置が固定された場合には、その火口縁を起点とした警戒が必要な範囲を設定する。 注 3）想定火口外で噴火が発生した場合は、噴火した場所や大きな噴石等の影響範囲を記述した噴火警報を発表する。																																																																															

「雲仙岳火山防災計画」修正調書（新旧対照表）

ページ	現 行 計 画	修 正 計 画（案）
13	(4) 火山現象に関する情報等 (略) <u>(ウ) 週間火山概況</u> <u>過去一週間の火山活動の状況や警戒事項をとりまとめたもので、毎週金曜日に発表する。</u> <u>(エ) 月間火山概況</u> <u>(オ) 噴火に関する火山観測報</u> <u>(カ) 噴火速報</u> 噴火の発生事実を迅速に発表する情報。登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために、<u>火山活動を 24 時間体制で観測・監視している火山を対象に</u>発表する。 <u>なお、以下のような場合には発表しない。</u> <u>・ 普段から噴火している火山において、普段と同じ規模の噴火が発生した場合</u> <u>・ 噴火の規模が小さく、噴火が発生した事実をすぐに確認できない場合</u>	(4) 火山現象に関する情報等 (略) <u>(削除)</u> <u>(ウ) 月間火山概況</u> <u>(エ) 噴火に関する火山観測報</u> <u>(オ) 噴火速報</u> 噴火の発生事実を迅速に発表する情報。登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために <u>(削除)</u> 発表する。 <u>噴火速報は以下のような場合に発表する。</u> <u>・ 噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合</u> <u>・ 噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合 (※)</u> <u>・ このほか、社会的に影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合</u> <u>※噴火の規模が確認できない場合は発表する。</u> <u>なお、噴火の発生を確認するにあたっては、気象庁が監視に活用しているデータだけでなく、関係機関からの通報等も活用する。</u>

「雲仙岳火山防災計画」修正調書（新旧対照表）

ページ	現 行 計 画	修 正 計 画 (案)
14	第6節 火山の観測体制 図4 雲仙岳 観測点配置図  この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の『数値地図50mメッシュ(標高)』を使用しています(承認番号:平29情使、第798号)。 雲仙岳 観測点配置図 小さな白丸(○)は気象庁、小さな黒丸(●)は気象庁以外の機関の観測点位置を示しています。 (国): 国土地理院、(九地): 九州地方整備局、(九): 九州大学、(防): 防災科学技術研究所 出典: 気象庁資料	第6節 火山の観測体制 図4 雲仙岳 観測点配置図  小さな白丸(○)は気象庁、小さな黒丸(●)は気象庁以外の観測点位置を示しています。 (国): 国土地理院、(九): 九州大学、(防): 防災科学技術研究所、(九地): 九州地方整備局

「雲仙岳火山防災計画」修正調書（新旧対照表）

ページ	現 行 計 画	修 正 計 画（案）
17	第2部 事前対策及び噴火時等の対応 第2節 平常時及び火山活動が活発化し始めた場合（噴火警戒レベル1）の対応 火山活動が活発化し始めた場合とは、「噴火警戒レベルはレベル1を維持しているが、群発地震の発生等により<u>臨時の</u>火山の状況に関する解説情報が発表されるなど雲仙岳に何らかの異常現象が発生していると認められる場合」を指す。 （略） <u>臨時の</u>火山の状況に関する解説情報が発表された場合、県市や関係機関は防災行政無線やエリアメール、HP等における情報提供並びに主要観光施設、ロープウェイ駅や登山道における看板等による周知など、登山者等に対して必要な情報提供を行うよう努めるものとする。 第3節 噴火警戒レベルが引き上げられた場合（噴火警戒レベル2又は3） 第1項 火口周辺規制及び入山規制の範囲 噴火警戒レベル2が発表された場合、想定火口域から概ね半径<u>1km</u>以内について立入を規制するものとする。 噴火警戒レベル3が発表された場合、想定火口域から概ね半径<u>2km</u>ないし<u>2.5km</u>以内について立入を規制するものとする。<u>（規制範囲は気象庁発表による）。（図7）</u>	第2部 事前対策及び噴火時等の対応 第2節 平常時及び火山活動が活発化し始めた場合（噴火警戒レベル1）の対応 火山活動が活発化し始めた場合とは、「噴火警戒レベルはレベル1を維持しているが、群発地震の発生等により火山の状況に関する解説情報<u>（臨時）</u>が発表されるなど雲仙岳に何らかの異常現象が発生していると認められる場合」を指す。 （略） 火山の状況に関する解説情報<u>（臨時）</u>が発表された場合、県市や関係機関は防災行政無線やエリアメール、HP等における情報提供並びに主要観光施設、ロープウェイ駅や登山道における看板等による周知など、登山者等に対して必要な情報提供を行うよう努めるものとする。 第3節 噴火警戒レベルが引き上げられた場合（噴火警戒レベル2又は3） 第1項 火口周辺規制及び入山規制の範囲 噴火警戒レベル2が発表された場合、想定火口域<u>の縁</u>から概ね半径<u>0.5km</u>以内について立入を規制するものとする。 噴火警戒レベル3が発表された場合、想定火口域<u>の縁</u>から概ね半径<u>1km</u>以内について立入を規制するものとする。 <u>警戒区域と噴火警戒レベルに応じた規制範囲を図7に示す。</u>

「雲仙岳火山防災計画」修正調書（新旧対照表）

ページ

18

現 行 計 画

修 正 計 画 (案)

図 7 規制範囲及び警戒区域

図 7 規制範囲及び警戒区域

表 5 噴火警戒レベルに応じた規制対応

	規制箇所	規制範囲	規制実施機関	規制方法
噴火警戒レベル 2 (1 km)	仁田峠そば (アザミ谷方面登山道入口)	九州自然歩道 (仁田峠～紅葉茶屋)	島原振興局総務課 及び公園監視員	立入禁止看板設置 立入禁止ロープ
	吹越分かれ先 (国見岳側)	普賢岳登山道 (吹越分かれ先～紅葉茶屋～鳩穴分かれ)	島原振興局総務課 及び公園監視員	立入禁止看板設置 立入禁止ロープ
噴火警戒レベル 3 (2 km)	第 2 吹越	九州自然歩道 (吹越分かれ先～第 2 吹越)	島原振興局総務課 及び公園監視員	立入禁止看板設置 立入禁止ロープ
	<u>仁田峠</u>	<u>普賢岳登山道・雲仙ロープウェイ</u>	<u>雲仙市</u>	<u>立入禁止看板設置</u> <u>立入禁止ロープ</u>
	上大野木場登山口	九州自然歩道 (上大野木場登山口～仁田峠)	島原振興局総務課 及び公園監視員	立入禁止看板設置 立入禁止ロープ

表 5 噴火警戒レベルに応じた規制対応

	規制箇所	規制範囲	規制実施機関	規制方法
噴火警戒レベル 2 (0.5 km)	仁田峠そば (アザミ谷方面登山道入口)	九州自然歩道 (仁田峠～紅葉茶屋)	島原振興局総務課 及び公園監視員	立入禁止看板設置 立入禁止ロープ
	吹越分かれ先 (国見岳側)	普賢岳登山道 (吹越分かれ先～紅葉茶屋～鳩穴分かれ)	島原振興局総務課 及び公園監視員	立入禁止看板設置 立入禁止ロープ
噴火警戒レベル 3 (1 km)	第 2 吹越	九州自然歩道 (吹越分かれ先～第 2 吹越)	島原振興局総務課 及び公園監視員	立入禁止看板設置 立入禁止ロープ
	<u>(削除)</u>			
	上大野木場登山口	九州自然歩道 (上大野木場登山口～仁田峠)	島原振興局総務課 及び公園監視員	立入禁止看板設置 立入禁止ロープ

「雲仙岳火山防災計画」修正調書（新旧対照表）

ページ

19

噴火警戒レベル3
(2.5km)

池の原	九州自然歩道 (池の原～仁田峠)	島原振興局総務課 及び公園監視員	立入禁止看板設置 立入禁止ロープ
市道小浜仁田峠循環道路 (入口：国道 57 号側)	市道小浜仁田峠循環 道路	雲仙市監理課	立入禁止看板設置 立入禁止ロープ
市道小浜仁田峠循環道路 (出口：国道 389 号側)	市道小浜仁田峠循環 道路	雲仙市監理課	立入禁止看板設置 立入禁止ロープ
国道 389 号 (池の原側)	国道 389 号	島原振興局管理課	立入禁止看板設置 立入禁止ロープ
国道 389 号 (田代原側)	国道 389 号	島原振興局管理課	立入禁止看板設置 立入禁止ロープ
深江林道	深江林道	南島原市	立入禁止看板設置 立入禁止ロープ
(追加)			

また、噴火警戒レベル3の場合、表6の施設についても概ね2kmないし2.5kmの範囲内となるため規制を行う。

表6 規制施設・規制実施機関一覧

	規制施設	規制実施機関
噴火警戒レベル3 (2.5km)	雲仙ロープウェイ（両駅舎、事務所）	雲仙ロープウェイ
	仁田峠インフォメーションセンター	雲仙市
	仁田峠園地	雲仙市
噴火警戒レベル3 (2.5km)	池の原園地	雲仙市
	平成新山ネイチャーセンター	島原市
	垂木台地森林公園	島原市

第2項 避難対象者と避難対象地域

噴火警戒レベル2の場合、想定火口域から概ね半径1km以内及び規

修正計画(案)

池の原	九州自然歩道 (池の原～仁田峠)	島原振興局総務課 及び公園監視員	立入禁止看板設置 立入禁止ロープ
市道小浜仁田峠循環道路 (入口：国道 57 号側)	市道小浜仁田峠循環 道路	雲仙市監理課	立入禁止看板設置 立入禁止ロープ
(削除)			
(削除)			
(削除)			
深江林道	深江林道	南島原市	立入禁止看板設置 立入禁止ロープ
垂木台地 森林公園付近	県道千本木島原線	島原振興局管理課	立入禁止看板設置 立入禁止ロープ

また、噴火警戒レベル3の場合、表6の施設についても概ね1kmの範囲内となるため規制を行う。

表6 規制施設・規制実施機関一覧

	規制施設	規制実施機関
噴火警戒レベル3 (概ね1km)	雲仙ロープウェイ（両駅舎、事務所）	雲仙ロープウェイ
	仁田峠インフォメーションセンター	雲仙市
	仁田峠園地	雲仙市
	池の原園地	雲仙市
	平成新山ネイチャーセンター	島原市
	垂木台地森林公園	島原市

第2項 避難対象者と避難対象地域

噴火警戒レベル2の場合、想定火口域の縁から概ね半径0.5km以内及び規

「雲仙岳火山防災計画」修正調書（新旧対照表）

ページ	現 行 計 画	修 正 計 画 (案)
20	制箇所より山頂側の登山道を避難対象地域とし、これらの地域に存在する登山者等を避難対象者とする。 噴火警戒レベル3の場合、想定火口域から概ね半径 <u>2 km ないし 2.5km</u> 及び規制箇所より山頂側の登山道及び道路並びに施設等を避難対象地域とし、これらの地域に存在する登山者等を避難対象者とする。 第4節 突発的な噴火が発生した場合（噴火警戒レベル1→2又は3） 第2項 避難対象地域と避難対象者 噴火警戒レベル2の場合、想定火口域から概ね半径 <u>1 km</u> 以内及び規制箇所より山頂側の登山道を避難対象地域とし、これらの地域に存在する登山者等を避難対象者とする。 噴火警戒レベル3の場合、想定火口域から概ね半径 <u>2 km ないし 2.5km</u> 及び規制箇所より山頂側の登山道及び道路並びに施設等を避難対象地域とし、これらの地域に存在する登山者等を避難対象者とする。	制箇所より山頂側の登山道を避難対象地域とし、これらの地域に存在する登山者等を避難対象者とする。 噴火警戒レベル3の場合、想定火口域 <u>の縁</u> から概ね半径 <u>1 km</u> 及び規制箇所より山頂側の登山道及び道路並びに施設等を避難対象地域とし、これらの地域に存在する登山者等を避難対象者とする。 第4節 突発的な噴火が発生した場合（噴火警戒レベル1→2又は3） 第2項 避難対象地域と避難対象者 噴火警戒レベル2の場合、想定火口域 <u>の縁</u> から概ね半径 <u>0.5km</u> 以内及び規制箇所より山頂側の登山道を避難対象地域とし、これらの地域に存在する登山者等を避難対象者とする。 噴火警戒レベル3の場合、想定火口域 <u>の縁</u> から概ね半径 <u>1 km</u> 及び規制箇所より山頂側の登山道及び道路並びに施設等を避難対象地域とし、これらの地域に存在する登山者等を避難対象者とする。